

第1章 計画の目的と内容

1 計画の目的と位置づけ

橋本市（以下、「本市」という。）は、和歌山県の北東部に位置し、北は大阪府、東は奈良県に接しています。市の中央部には紀の川が東西に流れ、南部には紀伊山地に連なる山並みが続いており、豊かな自然資源に恵まれています。この豊かな自然を守るためには、我々の環境保全への対策を継続的にかつ適切に実施していくことが必要です。

我が国の生活排水処理は、公衆衛生の改善を目的に始まり、近年では水質の保全・改善及び生活環境の向上の立場から、種々の処理施設の整備が行われてきました。これまでは、公共下水道を軸にして大都市の市街地を中心に整備が進められ、その普及率も高くなってきているほか、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの処理方法と組み合わせることにより、地域の実情に合わせた処理が実施されるようになってきました。

さらに、国際的な海洋環境の保全を図る観点から、一般廃棄物の海洋投入処分に対する規制を強化する動きが高まり、国際条約により、し尿、浄化槽汚泥及び脱水・余剰汚泥等の海洋投入処分が禁止されることとなり、平成19年2月以降の海洋投入処分を全面禁止しており、国際的にも水質改善への要求は高まっています。

こうした状況から、本市では、平成18年3月1日の合併後の平成20年3月に生活排水の適正処理を推進することを目的とする「橋本市生活排水処理基本計画」を策定しました。この生活排水処理基本計画（以後「本計画」とよぶ。）は、別途策定する一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と併せて、計画の改訂を行うものです。

2 計画対象区域

計画対象区域は、本市全域とします。

3 計画目標年次

生活排水処理基本計画策定指針（平成 2 年 10 月 8 日付 通知衛環第 200 号）によると、計画目標年次は原則として計画策定時より 10 年～15 年程度とされており、必要に応じて中間目標年次を定めることとされています。なお、中間目標年次（全計画では平成 23 年度）、もしくは社会情勢や法体系変化等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じ見直しを行うものとされています。

このようなことから、中間目標年次である本年度（平成 23 年度）に見直しを行います。

計画目標年次	平成 28 年度
--------	----------

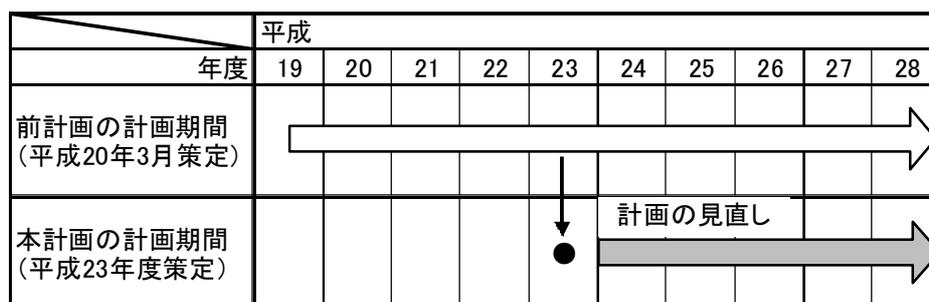


図 1.3 計画期間と目標年次